

東京都浄化槽指導要綱

	平成11年	3月26日	10清環指第867号
改正	平成13年	3月27日	12環廃指第679号
改正	平成13年	12月13日	13環廃一第303号
改正	平成14年	5月29日	14環廃一第49号
改正	平成18年	2月1日	17環廃一第729号
改正	平成30年	12月21日	30環資一第587号
改正	令和2年	3月12日	31環資一第786号

(目的)

第1 この要綱は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置基準及び手続並びに維持管理等に関し浄化槽関係者が行うべき必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱における用語の意義は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築士法（昭和25年法律第202号）及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年東京都条例第70号。以下「都条例」という。）に定めるところによるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水（厨房、浴室、洗濯等の排水）を一括して処理する設備又は施設をいう。法及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）でいう「浄化槽」のうち「みなし浄化槽」（環境省令第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。）を除いたもののこと。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する設備又は施設をいう。「みなし浄化槽」のこと。
- (3) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項の規定による設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条第1項の規定による定期検査（以下「11条検査」という。）をいう。
- (5) 維持管理 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等、浄化槽の性能・機能を正常に維持するための管理全般をいう。

- (6) 指定検査機関 法定検査の業務を行う者として、法第57条第1項に基づき知事が指定する者をいう。
- (7) 技術管理者 環境省令第8条の資格を有する者で、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当する者をいう。
- (8) 特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設のうち、処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽をいう。
- (9) 指定地域特定施設 水質汚濁防止法第2条第3項に規定する、処理対象人員が201人以上500人以下であって、その放流水が水質総量規制地域に流入するし尿浄化槽をいう。
- (10) 浄化槽関係団体 浄化槽製造業者、浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者等が構成する団体をいう。

（設置基準等）

第3 浄化槽設置基準は次のとおりとする。

1 設置基準

浄化槽を新たに設置するときは、東京都生活排水対策指導要綱（昭和61年2月27日付60環水規第529号）に定める合併処理浄化槽とすること。

2 設置場所

- (1) 維持管理を容易に行えること。
- (2) 敷地付近に放流先があること。ただし、設置場所周辺に放流できる水路等がない場合は、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱（平成11年3月19日付10環水規第340号）に定める合併処理浄化槽、付加消毒装置等を設置することにより、放流水を地下浸透させることができる。
- (3) 雨水等により冠水しないこと。
- (4) その他、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。

3 放流先

- (1) 放流先は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水の量及び流れが適当である水路等であること。
- (2) 道路や河川等を使用する場合は、管理者の許可を得ること。

（設置等の手続）

第4 浄化槽の設置等の手続及び届出書類等については、次のように定める。

1 法の規定に基づく手続

- (1) 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〔昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。〕別記様式第1号）に別表1に掲げる図書を添付し、都知事及び都知事を経由して特定行政庁に提出す

ること。

- (2) 法第5条第1項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第2号）に別表1に掲げる図書を添付し、都知事及び都知事を経由して特定行政庁に提出すること。
- (3) 公共浄化槽について、法第12条の5第4項の規定により設置計画を協議しようとする者は、設置計画に関する協議書に別表1に掲げる図書を添付し、都知事及び都知事を経由して特定行政庁に提出すること。

2 基準法の規定に基づく手続

基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画通知において浄化槽を設置しようとする者は、当該建築確認申請書又は計画通知書に別表1に掲げる図書を添付して建築主事又は指定確認検査機関（基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）に申請すること。建築工事の完了前に新たに浄化槽を設置する場合又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をする場合（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）も、同様とすること。

3 浄化槽使用開始後の手続

(1) 浄化槽の使用開始の手続

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始をした場合は、法第10条の2第1項の規定により、使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書（東京都保守点検等に関する規則（昭和60年東京都規則第152号。以下「都規則」という。）第17号様式）を都知事に提出すること。

(2) 技術管理者の変更手続

浄化槽管理者は、技術管理者を変更した場合は、法第10条の2第2項の規定により、変更の日から30日以内に技術管理者変更報告書（都規則第18号様式）を都知事に提出すること。

(3) 浄化槽管理者の変更手続

浄化槽管理者が変更になった場合は、法第10条の2第3項の規定により、新たに浄化槽管理者となった者は、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（都規則第19号様式）を都知事に提出すること。

(4) 浄化槽の使用休止の手続

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をした場合は、法第11条の2第1項の規定により、浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第1号）を都知事に届け出ることができる。

(5) 休止中の浄化槽の使用再開の手続

浄化槽管理者は、前号の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開した場合又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った場合は、法11条の2の規定により、使用を再開した日又は使用が再開されていることを知った日から30日以内に浄化槽使用再開届出書（環境省令様式第1号の2）を都知事に提出すること。

(6) 浄化槽の使用廃止の手続

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止した場合は、法第11条の3の規定により、使用廃止の日から30日以内に浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第1号の3）を都知事に提出すること。

(関係者の責務)

第5 次に掲げる浄化槽関係者は、浄化槽の設置及び維持管理等に当たっては次の事項を行う。

1 浄化槽管理者

浄化槽管理者は、環境省令第1条に規定する使用に関する準則に従って浄化槽を使用することのほか、次の事項を行うこと。

- (1) 法第10条の規定により、浄化槽の保守点検を実施すること。委託する場合は、浄化槽保守点検業者に委託すること。
- (2) 法第10条の規定により、浄化槽の清掃を実施すること。委託する場合は、浄化槽清掃業者に委託すること。
- (3) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により、浄化槽の法定検査を受検すること。この場合において受検手続は、7条検査については浄化槽工事業者に、11条検査については浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託することができる。
- (4) 既に単独処理浄化槽を設置している者は、東京都生活排水対策指導要綱に定める合併処理浄化槽に転換するよう努めること。
- (5) 特定施設及び指定地域特定施設の浄化槽管理者は、自ら技術管理者として浄化槽を管理する場合を除き技術管理者を任命し、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させること。また、当該浄化槽の維持管理状況を浄化槽維持管理状況報告書（都規則第20号様式）により都知事に報告すること。
- (6) 共同で浄化槽を使用する場合又は浄化槽が設置されている建築物を貸借する場合は、維持管理主体を明確にすること。

2 浄化槽製造業者

- (1) 浄化槽の適正な設置工事及び維持管理を確保するため、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者等関連業者に対し必要な技術研修等を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対し当該浄化槽の使用及び維持管理の方法について周知すること。

3 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者は、法第6条に基づき浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行うことのほか、次の事項を行うこと。

- (1) 浄化槽工事を行う場合は、浄化槽の設置手続が完了していることを確認してから工事に着手すること。
- (2) 浄化槽工事を行う場合は、設置手続の際提出した書類に基づいて行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について説明すること。
- (4) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善を図ること。
- (5) 第4の3(1)の使用開始報告及び7条検査の受検手続については、浄化槽管理者の委託を受けて手続を行うことができる。
- (6) 浄化槽工事に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

4 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、環境省令第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従って業務を行うことのほか、次の事項を行うこと。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言指導を行うこと。
- (2) 保守点検の実施に当たっては、作業の安全と周囲の生活環境の保全及び公衆衛生に十分配慮すること。
- (3) 保守点検の実施に当たっては、浄化槽管理者又はその代理人等に立会いを求め、保守点検終了後は保守点検の記録を浄化槽管理者に交付し、その内容を説明すること。
- (4) 保守点検の実施に当たっては、都規則第13条各号で掲げる備えるべき器具を用いること。
- (5) 保守点検の実施に当たっては、別表2に定める水質検査を行うこと。
- (6) 保守点検の結果、次に該当する場合はその対応について浄化槽管理者に助言指導を行うこと。
 - ア 浄化槽に故障又は異常があると認めた場合
 - イ 機能に支障が生じるおそれがあると認めた場合
 - ウ 清掃を要すると判断した場合
- (7) 浄化槽管理者が11条検査を行っていない場合は、11条検査の必要性について浄化槽管理者に説明し、受検を勧めること。このとき浄化槽管理者の委託を受けて受検手続を行うことができる。
- (8) 保守点検の結果の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。
- (9) 浄化槽の保守点検受託契約基数を毎年1回、浄化槽保守点検受託契約基数報告

書（都規則第21号様式）により知事に報告すること。

(10) 浄化槽保守点検に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

5 技術管理者

(1) 施設ごとの専従を原則とし、保守点検作業及び清掃作業の両業務を統括すること。

(2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽維持管理状況報告書の提出について、助言指導を行うこと。

6 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、環境省令第3条に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従って業務を行うことのほか、次の事項を行うこと。

(1) 清掃の実施に当たっては、作業の安全と周辺的生活環境の保全及び公衆衛生に十分配慮すること。

(2) 清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告すること。

(3) 浄化槽の清掃に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

(4) 浄化槽管理者が11条検査の受検手続を行っていない場合は、その委託を受けて手続を行うことができる。

7 建築士及び工事施行者

(1) 建築士は、工事監理を行う場合は、浄化槽の設置手続が完了していることを確認すること。

(2) 建築士及び工事施工者は、工事監理又は建築工事を行う場合は、設置手続の際提出した書類に基づいて浄化槽工事業者に浄化槽工事を行わせること。

(3) 建築士及び工事施工者は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について説明すること。

8 指定検査機関

(1) 法に基づく指定検査機関として、公正かつ正確な検査業務を行うこと。

(2) 浄化槽管理者に対し、法定検査を受けなければならない旨の啓発に努めること。

(3) 検査後は、浄化槽管理者に対し、適正な助言指導を行うこと。

9 浄化槽関係団体

(1) 構成員に対し、専門的知識及び技術の向上を図るため、講習会、研修会及び情報提供を行うこと。

(2) 構成員に対し、法定検査受検促進について指導すること。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、浄化槽の維持管理等に必要な事項については、法、環境省令、基準法、都条例、都規則その他浄化槽関係規程に定めるところによ

る。

附 則

- 1 この要綱は平成11年4月1日から施行する。
- 2 東京都浄化槽維持管理指導要領（平成5年1月）は廃止する。
- 3 この要綱で定める様式については、当分の間旧様式をもって代えることができる。
- 4 第3の2（2）のただし書きについては、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱の施行（平成11年7月1日）以降適用する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成13年12月13日から施行する。
- 2 この要綱で定める浄化槽カードの様式については、平成14年3月31日まで旧様式をもって代えることができる。ただし、このとき、空欄に「浄化槽法7条検査申込日」を記入すること。

附 則

この要綱は平成14年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成18年2月1日から施行する。
- 2 この要綱で定める浄化槽カードの様式については、当分の間旧様式をもって代えることができる。

附 則

- 1 この要綱は平成30年12月21日から施行する。
- 2 この要綱で定める浄化槽カードの様式については、当分の間旧様式をもって代えることができる。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

添 付 書 類	部 数	
	確認申請等	設置届出等
1 浄化槽法第 13 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする場合		
(1) 建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）	2 部*	3 部
(2) 付近の見取り図	2 部*	3 部
(3) 型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む。)又は型式部材等製造者認証書の写し	2 部*	3 部
(4) 道路や河川等を使用する場合は、その許可書等の写し (例：道路占用許可書、河川放流の確認書等)	2 部	3 部
(5) 浄化槽法第 7 条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1 部	1 部
(6) 浄化槽カード（別記様式 1）	1 部	1 部
(7) 浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、事前協議確認書	2 部	3 部
(8) その他知事及び建築主事等が必要と認めた図書	2 部	3 部
2 浄化槽法第 13 条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合		
(1) 浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図	2 部*	3 部
(2) 設計計算書	2 部*	3 部
(3) 建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）	2 部*	3 部
(4) 付近の見取り図	2 部*	3 部
(5) 道路や河川等を使用する場合は、その許可書等の写し (例：道路占用許可書、河川放流の確認書等)	2 部	3 部
(6) 浄化槽法第 7 条検査依頼書払込票兼受領証の写し	1 部	1 部
(7) 浄化槽カード（別記様式 1）	1 部	1 部
(8) 浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、事前協議確認書	2 部	3 部
(9) その他知事及び建築主事等が必要と認めた図書	2 部	3 部

(注) 1 部数欄の「確認申請等」は第 4 の 2、「設置届出等」は第 4 の 1 による場合の提出部数

2 確認申請等における手続で他の書類で代用することのできる図書がある場合は建築物の平面図等は省略できる。

3 * は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 に定める図書である。

別表2

浄化槽の水質管理項目

浄化槽の機能効率を正しく把握し、適正な放流水等の水質管理を行うため、次のとおり放流水等の水質管理、機能検査を実施する。

分類	検査項目	機能検査			放流水 水質検査
		流入水	ばっ気槽 (室)内 混合液	接触ばっ気 槽(室) 内液	
A	水温	○	○	○	○
	色相	○	○	○	○
	臭気		○	○	○
	透視度	○		○	○
	水素イオン濃度指数	○		○	○
	溶存酸素量		○	○	
	汚泥沈殿率(SV)		○		
	亜硝酸性窒素				○
	残留塩素量				○
	塩素イオン濃度				○
B	MLSS		○		
	BOD	○			○
	COD				○
	大腸菌群数				○
	SS	○			○

- (注) 1 分類Aについては、定期点検の都度行うこと。
 2 分類Bについては、特定施設にあっては毎月1回以上、指定地域特定施設にあっては6月に1回以上測定すること。
 なお、その他の浄化槽にあっては必要に応じて測定すること。
 3 単独処理浄化槽では、流入水の検査は行わなくてもよい。
 4 合併処理浄化槽では、塩素イオン濃度の検査は行わなくてもよい。